

令和 4 年
第 5 回八雲町議会臨時会
議 題

開会 令和 4 年 7 月 8 日
閉会 令和 4 年 月 日

八 雲 町

議案第 1 号

令和 4 年度八雲町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度八雲町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,989 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,758,395 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 7 月 8 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 道支出金		千円 693,599	千円 4,700	千円 698,299
	2 道補助金	205,322	4,700	210,022
20 繰越金		54,263	3,289	57,552
	1 繰越金	54,263	3,289	57,552
歳 入 合 計		14,750,406	7,989	14,758,395

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		千円 2,575,873	千円 1,700	千円 2,577,573
	2 児童福祉費	979,880	1,700	981,580
6 農林水産業費		830,934	6,289	837,223
	1 農業費	164,453	3,000	167,453
	3 水産業費	499,050	3,289	502,339
歳 出 合 計		14,750,406	7,989	14,758,395

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
16 道支出金	698,599	4,700	698,299
20 繰越金	54,263	3,289	57,552
歳入合計	14,750,406	7,989	14,758,395

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 民生費	2,575,873	1,700	2,577,573
6 農林水産業費	830,934	6,289	837,223
歳出合計	14,750,406	7,989	14,758,395

補正額の財源内訳			
特 国道支出金	定 地方債	財 源 その他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
1,700	0	0	0
3,000	0	0	3,289
4,700	0	0	3,289

2 歳 入
 16 款 道支出金
 2 項 道補助金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 民生費道補助金	70,019	1,700	71,719
4 農林水産業費道補助金	83,567	3,000	86,567
計	205,322	4,700	210,022

20 款 繰越金
 1 項 繰越金

	千円	千円	千円
1 繰越金	54,263	3,289	57,552
計	54,263	3,289	57,552

3 歳 出
 3 款 民生費
 2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 児童措置費	801,071	1,700	802,771	1,700			
計	979,880	1,700	981,580	1,700	0	0	0

6 款 農林水産業費
 1 項 農業費

	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 農業振興費	30,735	3,000	33,735	3,000			
計	164,453	3,000	167,453	3,000	0	0	0

6 款 農林水産業費
 3 項 水産業費

	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 漁業構造改善事業費	389,219	3,289	392,508				3,289
計	499,050	3,289	502,339	0	0	0	3,289

節		説	明
区 分	金 額		
2 児童福祉費補助金	千円 1,700	北海道子育て世帯臨時特別給付金支給事業費補助金	千円 1,700
1 農業費補助金	3,000	農地利用効率化等支援交付金	3,000

1 前年度繰越金	千円 3,289	前年度繰越金	千円 3,289

節		説	明
区 分	金 額		
19 扶助費	千円 1,700	子育て世帯生活支援特別給付金	千円 1,700

18 負担金補助及び交付金	千円 3,000	農地利用効率化等支援事業補助金	千円 3,000

10 需用費	千円 3,289	水産試験研究施設海水取水管修繕料	千円 3,289

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 7 月 8 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 6 月 24 日

八雲町長 岩 村 克 詔

損害賠償額の決定について

町は、令和 4 年 2 月 23 日、札幌市東区北 15 条西 1 丁目付近交差点において、出張診療医師を送迎するため町有自動車で行中、矢印信号の表示を見誤り右折しようとしたため、対向車線を走行中の相手方車両と衝突し損害を与えた事故について、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 715 条第 1 項の規定により、その損害を賠償するため、次のとおり損害賠償の額を決定する。

- 1 損害賠償の額 1,860,726 円（対物賠償）

- 2 損害賠償の相手方 札幌市中央区*****
